

西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例

別表第2(第11条関係)

西尾市一色町体育館使用料

区分		金額			
		午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで	
専用 利用	アリーナ	2,090円	2,090円	2,090円	
	柔道場	830円	830円	830円	
	卓球場	1,250円	1,250円	1,250円	
	多目的室	410円	410円	410円	
	会議室	1,040円	1,040円	1,040円	
個人 利用	アリーナ・柔道場・卓球 場・多目的室	小・中学生	20円	20円	20円
		高校生	30円	30円	30円
		一般	50円	50円	50円
照明 設備	アリーナ	1時間につき 620円			
	柔道場	1時間につき 410円			
	卓球場	1時間につき 410円			
	多目的室	1時間につき	160円		
冷暖房 設備	卓球場	1時間につき 910円			
	多目的室	1時間につき 360円			

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナ、柔道場又は卓球場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)ごとに、この表に定める額の5分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2

時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。

- 6 準備又は原状復帰のため、当日以外の日に専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 8 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 9 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 10 アリーナ、柔道場又は卓球場の2分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 11 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。

附則

- 1 この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例による利用許可の申請その他の準備行為はこの条例の施行日前においても行うことができる。